平成２５年（フ）第１７２号
広島県福山市東深津町２丁目19番17―307号　ＳＡＴＯビル東深津
債務者　家田　修一
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２３号
熊本県上益城郡山都町二瀬本1476番地
債務者　甲斐　一雄
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第５１７号
北九州市八幡西区本城１丁目24番20―618号
債務者　中澤　篤
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６３５号
名古屋市南区三条２丁目16番１―507号　氷室荘
債務者　笹瀬　雄介
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０９９号
大阪市東成区中本５丁目10番15号　信和マンション301号
債務者　真木　章男
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１０３号
大阪府高槻市須賀町21番11号
債務者　辻阪　秀司
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１０８号
大阪市平野区平野南２丁目９番５号えびすマンション302号
債務者　大西　昭雄
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１３８号
大阪市東住吉区中野１丁目１番12号
債務者　渡辺　信彦
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２４９号
大阪府高槻市松が丘２丁目33番15号、前住所大阪府高槻市松が丘１丁目18番１―107号
債務者　野村　昌宏
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５２号
大阪市此花区酉島４丁目１番15―808号
債務者　池田　亮
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２６０号
大阪市西成区天神ノ森１丁目12番３号　サニーハイツＢ棟202号
債務者　渡部　征勝
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２６９号
大阪市港区八幡屋１丁目６番14―604号、前住所大阪市港区八幡屋４丁目６番２―16号
債務者　兵頭　秀人
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８７号
大阪府茨木市春日４丁目６番17号　山本文化住宅202号
債務者　北浦　治作
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２９２号
大阪市東淀川区南江口３丁目１番27―313号
債務者　滝川　数之
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３０９号
大阪市西成区長橋２丁目５番17号第９古曽ハイツ102号室
債務者　古谷　國治
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５８４号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目23番地の７　市営星ケ丘荘703号
債務者　竹内　利英
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５８５号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目23番地の７　市営星ケ丘荘703号
債務者　竹内　風
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部